

労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく
「粉じん作業特別教育」のご案内

一般社団法人 足利労働基準協会

ご承知のとおり、金属の研磨、バリ取り、鋳物作業などの「特定粉じん作業」に従事する労働者については、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づき、特別教育の実施が義務付けられています。

粉じんの吸入による「じん肺」は不可逆性の疾病であり、その予防は非常に重要です。事業者と労働者がともにその有害性を理解し、粉じんの作業現場における環境や作業管理、健康管理を徹底するため、該当する労働者については必ず受講されますようお願いいたします。

【特別教育が必要な作業】

グライダによる研削作業、アーク溶接等の作業、バフ等の研磨作業、携帯用グライダによるバリ取り等の研磨作業、鋳物の砂型ばらし、砂おとし金属の裁断作業など

【特別教育の内容】

- (1)関係法令
- (2)粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- (3)作業場の管理
- (4)粉じんに係る疾病及び健康管理及び呼吸用保護具の使用方法

記

1 日時 令和6年11月12日(火) 9:00~14:30

2 会場 地場産センター小ホール(足利市田中町 32-11)

3 受講料 8,800円

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年 9 月2日(月)~10月29日(火) 定員40名(申込順)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

Tel73-6660 Fax73-9555